

岩手県告示第328号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を定めた。

なお、洪水浸水想定区域等を示す図面は、岩手県県土整備部河川課、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

令和8年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 水系名 気仙川
- （2） 河川名 大股川、小股川、新切川、坂本川、中沢川
- 2（1） 水系名 宇部川
- （2） 河川名 谷地中川、泉沢川、明内川、秋田川、明内川分水路
- 3（1） 水系名 普代川
- （2） 河川名 茂市川